

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 平成30年3月9日(金) 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場3階 全員協議会室

3. 出席委員(14名)

農業委員

5番 鷹巣 礼子(会長)

2番 藤 勝徳(副会長)

1番 藤 憲作

3番 藤 好信

4番 岡部 秀美

6番 古屋 英昭

7番 三代 由美子

8番 関 寛仁

9番 松田 護

10番 萩尾 由紀子

11番 城戸 一寿

12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

合屋 光久

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 篠栗町農用地利用集積計画について

議案第4号 農業委員会等に関する法律第7条指針について

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 俊孝

事務局員 田村 明広

事務局員 葉山 芳樹

7. 会議の概要

<p>議 長 (職務代理)</p>	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>みなさんこんにちは、定刻になりましたが、会長が少し遅れてありますので、私が会長の職務代理で総会を開会し議事を進行いたしますので、よろしく願いします。</p> <p>それでは只今から平成30年3月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会ですが、会長は遅れてありますが、他の委員は全員出席で過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により本日の総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>7番：三代 委員</p> <p>8番：関 委員にお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局葉山さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、まずは議案第2号に係る現地確認に向かいます。役場帰庁後、議案第1号から第4号までを審議、その後報告第1号とその他事項について事務局から報告を受け散会とします。</p>
<p>議 長 (職務代理)</p>	<p>【現地確認】</p> <p>それでは早速ですが、現地確認に向かいますので一階裏口へお集まりください。</p>

全 委 員	<p>【現地確認に向かい現地説明】</p> <p>【会長 現地にて合流】</p> <p>【全員帰庁、審議再開】</p>
議 長	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議】</p> <p>遅れて申し訳ありません。</p> <p>これよりは私にて議事を進めて参ります。</p> <p>それでは、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 説明】</p> <p>平成 30 年 2 月 13 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。議案書 1 頁をご覧ください。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。申請地は 1 筆で面積は 1,303 m²となっております。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、何より生計を一にする世帯員間の贈与であることから、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元農業委員が申請人の松田委員となられることから、書類等の審査について</p>

	<p>は私が確認しておりますが、何ら問題はないものと認識しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>議案第 1 号については松田委員が申請人となります。</p> <p>これは「農業委員会法第 31 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定に該当しますので、審議・採決までの間、退室いただくこととなります。</p> <p>松田委員については、採決が終わりましたらお呼びしますので、外でお待ちください。</p> <p>【松田委員 退室】</p> <p>議案第 1 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは松田委員は入室してください。</p> <p>【松田委員 入室】</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については出席委員全員賛成により採決しましたので松田委員に報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

【議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 説明】

それでは、「議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」について説明いたします。

当該申請地については、先程現地確認で見ていただいた通りです。

本案件の許認可権は福岡県知事にありますので、篠栗町農業委員会は県知事に意見を付して進達することとなります。

【議案書の朗読】

転用理由は「資材置場」となっておりますが、詳しく説明いたします。

申請人が経営します建設足場工の資材置場を粕屋町に所有しているようですが、事業拡大に伴い、新たに資材置場として当地を転用しようとするものです。

市街化調整区域や市街化区域、他の土地も色々と探しておりましたが、トラックの進入路の幅員の問題や通学路の問題、土地の広さや形状から当地を資材置場として使用するため転用許可申請がなされたものです。

次に、転用許可申請の際には、申請地の農地区分が何なのかによって許可不許可を求めることにもなりますので、この農地区分について以前お配りした資料を基に農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「10ha以上の優良な農地の広がりもなく、生産性の低い農地」ということから、転用を許可することができる「第2種農地」に該当いたしました。

今回の転用に関し、開発許可等の手続は特に必要ありませんが、役場都市整備課との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。

	<p>今回の転用許可申請については、県の追認許可となります。</p> <p>本来であれば篠栗町農業委員会に事前に相談し、許可を受けた後に資材置場として利用すべきところですが、資材置場として供用開始後、遅れての許可申請となっております。本人から話も聞いたところ、悪意があった訳ではなく、仲介不動産業者の手続きミスと判明しましたので、事務局から不動産業者に対し指導を行い、今回遅れての許可申請となった経緯であります。</p> <p>なお、平成30年2月2日（金）に農林事務所担当官立会にて現地確認を行っておりますので報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元農業委員である関 委員から何かありませんでしょうか。</p>
<p>8 番 (関 委員)</p>	<p>はい、特にはありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について採決】</p> <p>議案第2号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により「議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」については、原案のとおり出席委員全員賛成との意見を付して県知</p>

	<p>事へ進達いたします。</p>
議 長	<p>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画について 説明】</p> <p>それでは、「議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画」について説明いたします。</p> <p>議案書は 10 頁をご覧ください。</p> <p>篠栗町長より、平成 30 年 2 月 26 日付で、篠栗町農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定、新規 2 件、更新 1 件、合計面積 4,960 m²です。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。 ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。 ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。 ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。 ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

	<p>以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画 審議番号 3 について 採決】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今回、藤副会長と岡部委員が申請人となりますので先程の議案第 1 号と同じく議事参与の制限を受けることとなります。</p> <p>このため先に審議番号 3 から審議・採決いたします。</p> <p>議案第 3 号審議番号 3 に関し何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問・意見等なし】</p> <p>ご意見、ご質問がありませんので、採決いたします。</p> <p>議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画 審議番号 3 について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員賛成】</p> <p>出席委員全員の賛成により、議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画 審議番号 3 については原案のとおり決定いたします。</p> <p>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画 審議番号 1 について 採決】</p> <p>続いて審議番号 1 を審議採決しますので、岡部委員は採決終了まで退室願います。</p> <p>【岡部委員 退室】</p>

議案第3号審議番号1に関し何かご意見、ご質問はありませんか。

【質問・意見等なし】

ご意見、ご質問がありませんので、採決いたします。

議案第3号 篠栗町農用地利用集積計画 審議番号1について、賛成の方は挙
手願います。

【出席委員全員賛成】

出席委員全員の賛成により、議案第3号 篠栗町農用地利用集積計画
審議番号1については原案のとおり決定いたします。

岡部委員は入室してください。

【岡部委員入室】

審議番号1については出席委員全員賛成により採決されましたことを岡部委員
に報告いたします。

【議案第3号 篠栗町農用地利用集積計画 審議番号2について 採決】

続いて審議番号2を審議採決しますので、藤副会長は採決終了まで退室願いま
す。

【藤副会長 退室】

議案第3号審議番号2に関し何かご意見、ご質問はありませんか。

【質問・意見等なし】

ご意見、ご質問がありませんので、採決いたします。

	<p>議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画 審議番号 2 について、賛成の方は挙 手願います。</p> <p>【出席委員全員賛成】</p> <p>出席委員全員の賛成により、議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画 審議番号 2 については原案のとおり決定いたします。</p> <p>藤副会長は入室してください。</p> <p>【藤副会長 入室】</p> <p>審議番号 2 については出席委員全員賛成により採決されましたことを藤副会長 に報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第 4 号 農業委員会等に関する法律第 7 条指針について 審議】</p> <p>それでは、議案第 4 号 農業委員会等に関する法律第 7 条指針について事務局 より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第 4 号 農業委員会等に関する法律第 7 条指針について 説明】</p> <p>はい、それでは議案第 4 号 農業委員会等に関する法律第 7 条指針について事 務局より説明いたします。</p> <p>議案書 1 1 頁をご覧ください。</p> <p>これは農業委員会等に関する法律第 7 条の規定により、篠栗町農業委員会にお いても、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めようとするものです。</p> <p>【第 7 条朗読】</p> <p>【指針（案）朗読】</p>

	<p>現在全国の農業委員会でこの指針を定めている農業委員会は約25%程であります。全国農業会議及び、福岡県農業会議、また福岡県からもこの指針を定めるよう依頼がっております。</p> <p>総会の開催通知と併せて事前に送付しておりましたので、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。</p>
議長	はい、ありがとうございます。事務局から提示されました指針(案)について皆様何かご意見や要望がありましたらお願いします。
9番 (松田委員)	「事業者」という文言については何を意味するのか教えてもらいたい。
事務局	はい、「事業者」とは今ある尾仲機械利用組合や、新規に尾仲、乙犬、若杉で新規に農事組合等を結成されることを想定して「事業者」としております。
全体	質問や意見、要望や文言の修正を行う。
議長	<p>【議案第4号 農業委員会等に関する法律第7条指針について 採決】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>只今事務局から提案のありました(案)について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員賛成】</p> <p>出席委員全員の賛成により、議案第4号 農業委員会等に関する法律第7条指針については原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>【報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>それでは、報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について</p>

	事務局より説明願います。
事務局	<p>【報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 説明】はい、それでは報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について説明します。</p> <p>議案書14頁以降になります。</p> <p>【議案書朗読】</p> <p>前回も少しご説明いたしましたが、平成29年10月27日付で福岡県において告示され市街化区域に編入された乙犬地区の住宅宅地分譲を目的として農地法第5条による農地転用届出を受けたものです。</p> <p>予定では造成工事そのものには10ヶ月間を要するとのことで、分合筆して67戸分を分譲するとのことです。</p> <p>以上報告第1号について、書類等の確認を行いましたところ、開発に係る福岡県知事の許可書の写しやその他添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	報告第1号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。
6番 (古屋委員)	これまでの開発に至る経緯の中で、農業委員会としてどのような関わりがあったのか教えていただきたい。
事務局	【都市整備課との協議から農業委員会意見書提出までの経緯を説明】
議長	報告第1号に関し、他に何かご意見、ご質問はありませんか。
	【質問なし】

	<p>報告第1号については許可を要しませんので、先ほどの事務局の報告事項として取り扱います。</p> <p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>【事務連絡】</p> <p>・農地利用最適化交付金について</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>皆様から他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【特に意見等なし】</p> <p>それでは、これで平成30年3月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>